

まちづくり →

まちづくり基本条例 → 「情報の共有」「参画」「協働」3本柱

- ①情報共有 1. 広報みずほ、市ホームページ
- ②参画 1. 審議会 2. 公聴会、懇談会 3. ワークショップ 4. パブリックコメント
5. アンケート調査 6. その他
- ③協働 1. ボランティア活動 2. 実行委員会・推進委員会など

①情報の共有

- 1. 広報みずほ、ホームページ

<意見 見>

現状市民の方へ情報発信
自治会に加入している方に配布
自治会に加入していない方には配布されていない。
銀行やコンビニなどにある程度の部数が置いてある。
市ホームページ上で公開している。

掲載する情報の優先順位

<ポイント>

在勤・在学の方なども市民
自治会加入者＝配布対象
自治会未加入者はが全体の約2割
置いてある場所の情報提供
自治会未加入、パソコンなし
の方への対応
市の行事
公的機関の他団体情報
一般情報
掲載情報の優先度などのガイド
ラインがない

懸案事項1 自治会加入率が減少すれば、広報の配布割合も減っていくこと。

【①情報の共有の整理】

現状の市から市民への情報提供手段は、広報誌とインターネットから見られる瑞穂市ホームページがその媒体として活用している。

この2つの情報提供方法のことで言えば、広報の配布システム（自治会未加入者など）に不備がある点や、インターネットができる環境がない方もあるので、まちづくり基本条例に市民として定義されている方すべてに対し、漏れなく情報を提供していくという方針が必要になる。

現状において、そのことに対する苦情や要望はあまりないという実情のあり、市民に情報を流す方法という意味で大きく支障があるとは言い難い。

掲載する情報の優先順位については、広報誌、ホームページともに必要な概念であり、行事やイベントの情報と税や社会保障の制度改正の情報とが同列に扱われてるのであれば、それはきちんと区分けがなされ、行政情報の中でも区分整理される必要があり、情報に重要度の判定については、ある一定のガイドラインなどがあれば、提供される情報のクオリティが一定以上確保される。

2つの情報提供手段は、あくまでも一方通行の情報提供になるので、興味がない方にとっては、その内容がどれだけ充実しても見る動機にはならないものと考えられるが、SNSなどへの登録をして携帯電話などに直接情報配信がなされる場合は、必然的に情報を見る可能性は高い。

これからの若い世代への情報提供手法を考える、SNSなどを活用した配信手法を取り入れることは、今後の行政活動においても、アンケート調査や属性別のお知らせへの活用などのメリットも出ると考えられる。

【取組の方向性】

情報の共有が目的であり、現行の広報やホームページだけでなく、タウン誌、SNS やなどこれまでにない新しい情報提供手法を取り入れながら、若者を中心とした各層への情報提供を進める。

また、提供する情報が市民にとって分かり易く、充実したものでなければ、見てもらえなくなってしまうことにも配慮すべきで、掲載する情報の優先順位や表現方法などについてのガイドラインを策定し見える形で、一定以上の情報のクオリティを確保することが重要である。

いずれにせよ、今後「行政が市民に対し提供すべき情報とは何か？」という問題と「市民が知りたいと思う行政情報」との「マッチング」の仕組みが必要であり、どのようにそれを掴み、それを実行に移していけるかが今後の課題となる。

- ②参画 1. 審議会 2. 公聴会、懇談会 3. ワークショップ 4. パブリックコメント
 5. アンケート調査 6. その他

【②参画の整理】

参画については、「住民の意識が低い」ということに対するアプローチの仕方と捉えた場合、興味住民がまちづくりに興味も関心もないという前提をつくってしまうと、興味や関心がない市民への対応が施策の中心になり、即効性のある施策でもない限り、非常に長い時間を要する地道な取り組みを続けることでしかこの課題を克服することができない結論に結び付いてしまう。

取り組みとして意識啓発や啓蒙、呼び掛けなどで市民の意識が変わるとは考え難い。

どのようにこの課題に対峙するのかは、今後のまちづくりの鍵を握る問題と考えられる。

基本条例第16条に規程される1. ～5. までの参画手法は、現行実施されているものだが、それぞれの手法への参画状況とその成果にどんな関係性があるかが重要になる。

基本条例に掲げる参画は、「市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障します。」となっており、「市民の意見」を「市政に反映する」ための「参画」であり、そのことがどれだけ結果として市民に理解されるのかという問題と考えられる。

簡単に言えば、Aという施策を企画・立案する場合、アンケート調査を行い、ワークショップを開催し、その結果を審議会に報告、協議して、すべての意見を踏まえて行政がAという施策を決定したという流れがあった場合、それぞれの場面で、参画した人は、Aという施策を作るプロセスとして関わったということが言えるが、この一連のプロセス自体が「参画」そのものだという認識を個々の方々が持っていないことが問題だと捉えることと考えられる。

「主体」＝「責任」の関係性において、「行政におまかせ」＝「無関心」が根本的な問題であり、この問題に対する対応が最も重要と考えられる。

いくつかの方法があると考えられるが、個々の市民が主体性を持つということについては、最後であり、最初の段階で、何をするのかと言えば、「何かしらの関わりを持つ」ことしかないと考えられる。「何かしら」ということでは、年齢、性別、家族構成、職業、住居、趣味・・・など個々人の特性が違うので、それぞれの状況に応じた関わりにならざるを得ない。

第1ステップは、「市民が市政運営に何らかに関わりを持つ」で、その中身としては、様々な参画機会を提供し、より多くの市民の方に参加してもらえないものとする。

「参加」から「参画」へというステップアップの仕組みも必要になり、参加した方で、何かしらまちづくりに関し興味や関心を持ってもらえた方があれば、参画のステージに上がってもらえる仕組みを用意し、それをサイクル化できれば、より多くの方が参画の対象となり、そういった人の意見を市政に反映することができる。

参画のステージを経て、その先に初めて「協働」というステージが待っており、まずは、「参加」から「参画」へのステップアップに関する取り組みが第1歩と考える場合、目標としてはより広い範囲のより多くの市民がまず参加することであり、そこに参加した人の中から次の「参画」のステージにステップアップできる仕組みを用意することであり、その先に、実際に参画する仕組みが必要と考えられる。

| | |
|-----------|--|
| 《参画機会》 | 《ステップアップ例》 |
| 審議会委員 | → 地域の話合いなどでのファシリテーター役になる。 |
| アンケート調査 | → 市政に興味のある方は、ワークショップなど次のステップの案内をできる よう工夫する。 |
| ワークショップ | → 更に深く関わりたい方には、審議会委員の候補者に登録してもらう。 |
| 公聴会・懇談会 | → アンケートなどにワークショップへの参加の是非を聞く。 |
| パブリックコメント | → 他の参画機会への参加を呼びかける。 |

【目標】 参加から参画へ

【指標①】 参画機会の充実（回数・内容など）

【指標②】 ①への参加者数

【指標③】 ②からステップアップした人の数

【③協働の整理】

条例第18条第1項では、「市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手として協働に努め、まちづくりを進めます。」と規程されている。

第2項には「協働に努めるに当たり、市民の自主性を尊重します。」とされ、第3項では、「市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めます。」とある。

協働の定義としては、「地域又は、社会の課題解決を図るため、市民が相互に、又は市民、市議会及び市の執行機関がともに、お互いの立場を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組むことをいいます。」としており、「協働」の一番大きな目的としては、「地域又は、社会の課題解決を図る」ということになる。

地域又は、社会の課題解決

協働

- 1項】公共の担い手として協働に努め
- 2項】市民の自主性を尊重し、かつ、信頼し、協力して取り組む
- 3項 - ①】市民に意識啓発を行う
- 3項 - ②】まちづくりに必要な人材の育成を図る

1 協働の考え方

協働とは、社会や地域の課題解決に向けて、持ち味や得意分野の異なる主体がそれぞれの特徴をお互いに活かし、連携して取り組む具体的なまちづくりの手法のことです。

協働は、市民が市政へ参加（市民参画）する中で、主に政策や施策の実施段階で活用する方法と言えます。また、市民が自治会活動や市民公益活動を進めていく中での方法のひとつと言えます。

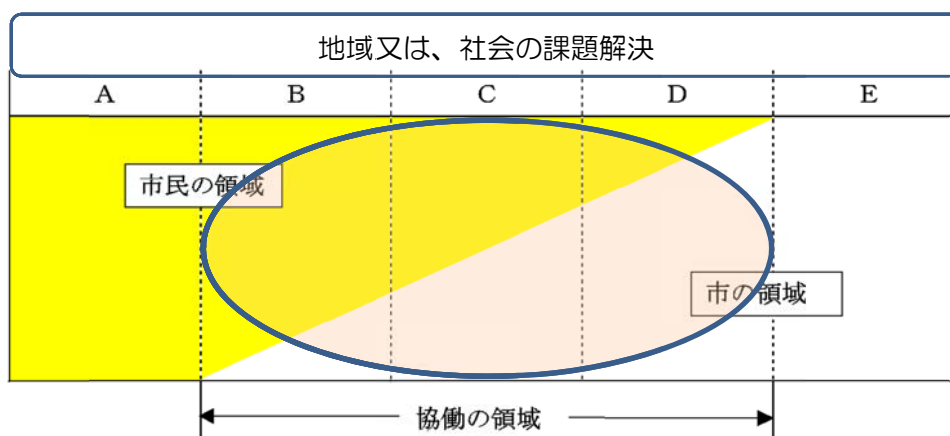
2 協働の種類

（1）市民と市民による協働

市民と市民が、それぞれの持つ知識や経験を活かし、連携や協力をしながら地域課題に取り組むことです。市民と市民の協働に関する領域を表に表すと次の「A」の領域になります。

(2) 市民と市による協働

市民と市が、それぞれの役割と責任を分担し、双方の特性を活かしながら、連携や協力をしながら地域課題を解決していきます。市民と市の協働に関する領域を表に表すと次の「B・C・D」の領域になります。それぞれの領域の中からお互いの特性を活かしながら協働に適した事業の領域を協議し、協働事業を実施していきます。



- A：市民の責任と主体性によって独自に行う領域
- B：市民が主体的に実施し、市が協力して行う領域
- C：市民と市が連携・協力して行う領域
- D：市民が主体的に実施し、市民が参加・協力して行う領域
- E：市の責任と主体性によって独自に行う領域

※山岡義典「時代が動くとき－社会の変革とNPOの可能性」（ぎょうせい）を基に作成

3 協働の効果

(1) 市民にとっての効果

市民は、市の協働により市民ニーズにあった細かなサービスを受けることができるようになるとともに、これまで市が実施してきた事業が地域に開かれることで、まちづくりへの関心が高まります。

(2) 市民公益活動団体にとっての効果

市民公益活動は、市との協働により、様々な面で活動基盤が強化され、また団体やその活動に対する社会的認知度が向上し、新たな活動領域の拡大につながります。

(3) 市にとっての効果

市は、市民や市民甲英気活動団体との協働によって多様な市民ニーズに対応することができると同時に、これまででの事業のあり方を見直す契機となり、公立的な事業運営が可能になります。

4 協働の原則

市民と市が協働を円滑に進めていくために、以下の5つの基本原則を定め、この原則をお互いに理解し、協働事業に取り組んでいきます。

(1) 対等の原則

市民や市など協働事業に取り組む各主体は、上下関係ではなく、対等の関係にあります。

(2) 自主性・自立の原則

市は市民公益活動の自主性を尊重し、市民は自立した存在として、自己責任を持ちます。

(3) 相互理解の原則

市民と市は、協働の目的を共有し、よりよい協働関係の構築に関わる情報を公開し、共有します。

(4) 情報の公開・共有の原則

市民と市は、個人情報の保護をもとに、それぞれが持つ協働に関わる情報を公開し、共有します。

(5) 評価と説明の原則

市は、協働に関わる事業について評価と説明の責任を持つとともに、事業に関わる各主体も、それぞれの担った役割の成果について評価と説明の責任を持ちます。

5 協働の形態

市民との協働の具体的な方法・形態として、次のようなものが考えられます。ただし、この形態に該当するものがすべて協働というわけではなく、前項の「協働の原則」に合致していることが必要です。

(1) 共済

市民公益活動団体や市などが事業主体となって、1つの事業を共同で実施する形態です。各主体がそれぞれの経験や人的ネットワークなどの資源を活用しながら、対等の立場で協議し、責任分担を明確にしたうえで実施していきます。

(2) 後援

市民公益活動や事業者などが主催する事業に対して、市が後援という形式で名前を連ねる形態です。また、市の事業に対して市民公益活動団体がこの形式で名を連ねることもあります。

(3) 実行委員会

複数の主体が構成員となって新たな主催団体をつくり、事業を企画、立案し運営していく形態です。市民公益活動団体や市などその事業実施の責任を担う人々が集まり組織されるもので、市民や市民公益活動団体にも市と対等な立場で社会的責任が共有されます。

(4) 補助金、負担金

市民公益活動団体が主体的に取り組む事業で、公益上必要であると認められる場合に、市がその資金を提供する方法で、市民公益活動団体がその特性を活かし、市が対応困難な市民ニーズに対応できます。

(5) 委託

市が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において、市民及び市民公益活動団体の有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取り組みやより良い市民サービスの提供を進めるため、市が業務の実施を委ねる形態です。

(6) 企画段階からの参画、政策提案

市民公益活動団体が市と事業を実施するにあたって、企画立案段階から目的や情報を共有し、提案や意見を取り入れる形態です。それぞれの特性やノウハウを活かし、市民ニーズにあった事業を推進することができます。

(7) 情報提供・情報交換

市民公益活動団体と市がそれぞれ持っている情報を相互に提供、交換し、情報の共有を図る形態で、協働を進める基本的な極めて重要な方法です。

| | |
|---|--|
| ① 情報 の 共有 | |
| ② 人 材 育 成 | |
| ③ 財 政 支 援 | |
| 市 民 公 益 且 活 動 拠 点 の 強 化 ・ 充 実 | |

2 推進体制

- (1) 庁内推進体制
- (2) 市民参加と協働の成果の検証

コミュニティ（地域社会）

<施策の方針>

まちづくりや市民活動の基本であるコミュニティの質の向上を図り、地域住民と行政との協働による活力ある地域づくりをめざします。

そのために、コミュニティに対する市民の意識啓発と自治会や地区会館（公民館）等のコミュニティ活動の活性化を促進するとともに、地域住民と行政、地域間での情報の共有化を図り、地域の人々の助け合い意識や地域課題を解決する力を高める取り組みを進めます。

コミュニティ活動 の活性化

◆コミュニティ活動の支援

- 自治会運営への活動支援
- 特色あるまちづくり事業の推進
- 地域の祭りやイベントの充実

◆コミュニティ活動 との協働

- 情報の共有や提供
- 地域間ネットワークの推進
- まちづくり事例集の作成や発表会など活動内容の共有

◆コミュニティ 施設の整備

- 自治会集会所などの建設、修繕補助
- 地区会館の充実
- 市民交流センターの充実

5年後の目標（成果指標・活動指標）

◆自治会への加入率 96.6%→97.0%（H21→H27）

◆地域が主催する祭りやイベントへ参加した市民の割合 61.9%→80.0%（H21→H27）

知立市

施策1 市民協働

【施策の内容】

1. 協働のまちづくりの意識啓発と情報受発信
 - 協働に関する講座の開設・協働意識の啓発
 - 市民団体の活動内容や活動状況、市民生活の様々な分野における協働の取組事例などの情報を、市民や市職員など様々な主体が受発信し、共有できる仕組みを構築する。
2. 市民活動の活性化支援
 - 市民活動の活動拠点、交流拠点として、ボランティア・市民活動センターの機能強化、充実を図る。
 - 多様な主体が連携した公共的な活動が活発になるよう、交流する場を設けネットワークづくりを進める。
 - 相談体制を充実し、講座開設など、担い手育成を充実する。
3. 協働・市民活動促進のための方針・仕組みづくり
 - 行政・市民の役割分担や必要な支援制度など、市民と行政との協働の方針策定とその推進の仕組みを構築する。
4. まちづくり委員会の活性化支援
 - まちづくり委員会がより活発に活動できるよう、位置付けや行政との連携のあり方について検討します。

施策2 市民参画

1. 計画策定、施策実施における参画・広聴機会の拡大
 - 各種審議会や策定委員会等の市民委員の募集やパブリックコメントの実施について広く広報に努めます。
 - 市政への市民参画にあたっては、無作為抽出方式の活用、市民が参加しやすい委員会の開催日時、参加方法の検討など、世代や性別など属性に偏らない多様な市民が参画できる機会づくりに努めます。
 - 施策実施段階においても、市民参画機会の拡大を進めるため、市民の目線を取り入れた施策の実施に努めます。
2. 市民からの広聴の充実
 - より多くの市民意見を聴き、市民と協働して市政を運営するために、現在実施している市民からの手紙、市長意見交換会、おいでん市長室、市長ふれあいトークを継続して実施すると共に、広報ちりゅう、ホームページ等で一層のPRを行います。
 - 広聴事業の実施の際には、関係部署の職員が積極的に参加します。
 - 市民意識調査などにおいて市民の意向を把握するとともに、他市で行っている広報事業の実施を調査・研究し、本市における効果的な広聴事業のあり方を検討・改善します。
3. 市民参画・広聴の活用
 - 市民の意見について、内容を判断しながら施策・事業への反映を行うため、意見への対応について関係機関との協議や、庁内全対で検討していく環境づくりを行います。
 - 市民の意見内容やその対応について、内容を精査しながら、広報ちりゅう、ホームページ等で公開します。

施策3 地域コミュニティ

1. 地域コミュニティの情報受発信、交流の場づくり
 - 地域活動の充実や地域住民の参加を図るため、各地域コミュニティの活動内容や、町内会への加入促進、環境美化や三世代交流や多文化共生など地域に応じた多様な課題に対する活動の先進事例などを収集し、広く市民や地域コミュニティに発信します。
 - 地域コミュニティと地域を支える様々な主体が連携するきっかけをつくるため、意見交換の場、交流の機会を創出します。
2. 地域コミュニティ活動の活性化支援
 - 市民と行政が協働で進める住みよい地域づくり・まちづくりをめざし、地域コミュニティと連携して、市民のコミュニティ意識の醸成と町内会への加入促進に取り組みます。
3. 地域コミュニティのリーダーの養成
4. 地域活動拠点施設の整備・管理の支援

第6章：知立が輝くための仕組みづくり 第1節：市民が取り組む仕組みづくり

1. 市民協働

施策がめざす将来の姿

市民、市議会、市がそれぞれの持つ個性や能力を発揮し、協働しながらまちづくりを進めています。

施策の内容

- (1) 協働のまちづくりの意識啓発と情報受発信 (2) 市民活動の活性化支援 (3) 協働・市民活動促進のための方針・仕組みづくり (4) まちづくり委員会の活性化支援

2. 市民参画

施策がめざす将来の姿

市民の意見を聞く幅広い機会が整っており、より多くの市民の意見が市政に反映され、市民と協働した「輝くまち みんなの知立」を形成しています。

施策の内容

- (1) 計画策定、施策実施における参画・広聴機会の拡大 (2) 市民からの広聴の充実 (3) 市民参画・広聴の活用

3. 地域コミュニティ

施策がめざす将来の姿

多様化する地域課題への対応や地域コミュニティの運営に関わる人材が育ち、ネットワークができており、地域自らが課題を発見・認識・共有し、解決しています。

施策の内容

- (1) 地域コミュニティの情報受発信、交流の場づくり (2) 地域コミュニティ活動の活性化支援 (3) 地域コミュニティのリーダーの育成 (4) 地域活動施設の整備・管理の支援

実施事業

| 事業名 【所管課】 | 事業概要 | 年度別実施内容 | | |
|---------------------------|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 |
| 町内会公民館建設等事業補助金 【協働推進課】 | 町内会が実施した公民館建設事業費に対する補助金を交付する。 | 補助金交付 [概算事業費 4,616千円] | 補助金交付 [概算事業費 4,622千円] | 補助金交付 [概算事業費 4,622千円] |
| 町内会活動事業補助金 【協働推進課】 | 町内活動の事務費に対し、補助金を交付する。 | 補助金交付 [概算事業費 11,497千円] | 補助金交付 [概算事業費 11,497千円] | 補助金交付 [概算事業費 11,497千円] |

基本目標

V 構想の推進に当たって

基本施策・基本方針

i 市民・行政・企業などとの役割分担と協力

施策・方針

66 協働型社会の構築

取組

- ① 相談しやすい環境づくり
- ② 協働に関する情報の共有
- ③ 中間支援組織の育成
- ④ 新たな協働システムの構築・推進

| 事業名 | 年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
|---|---------------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|--|
| | 事業費 (A) + (B) | | 3,858 | | 3,808 | | 3,808 | |
| 協働推進 | 財 特定財源 (A) | | 5 | | 5 | | 5 | |
| | 源 一般財源 (B) | | 3,853 | | 3,803 | | 3,803 | |
| 事業区分 | 所管課 | 内容 | 事業費 | 内容 | 事業費 | 内容 | 事業費 | |
| 經常的事業 | 市民活動推進課 | 協働推進員報酬 | 2,160 | 協働推進員報酬 | 2,160 | 協働推進員報酬 | 2,160 | |
| | | 非常勤特別職共済費 | 354 | 非常勤特別職共済費 | 354 | 非常勤特別職共済費 | 354 | |
| | | 負担金 | | 負担金 | | 負担金 | | |
| 事業概要 | | 謝礼 | 242 | 謝礼 | 242 | 謝礼 | 242 | |
| | | 職員旅費 | 17 | 職員旅費 | 17 | 職員旅費 | 17 | |
| 対象 | | 非常勤特別職旅費 | 6 | 非常勤特別職旅費 | 10 | 非常勤特別職旅費 | 10 | |
| 市民活動を行っている市民・市民活動に興味のある市民・市民活動団体 | | 非常勤特別職通勤費 | 31 | 非常勤特別職通勤費 | 31 | 非常勤特別職通勤費 | 31 | |
| 目的 | | 消耗品・書籍代等 | 49 | 消耗品・書籍代等 | 76 | 消耗品・書籍代等 | 76 | |
| 市民活動を行っている市民が、さらに活動を行いたいと思う。市民活動に興味のある市民が、市民活動を行う。市民活動団体が自立し、充実した団体運営・事業展開が行える。 | | 協働事例集印刷代 | 162 | 団体紹介資料印刷代 | 81 | 団体紹介資料印刷代 | 81 | |
| | | 市民活動支援サイト | 817 | 市民活動支援サイト | 817 | 市民活動支援サイト | 817 | |
| | | ソフト使用料 | | ソフト使用料 | | ソフト使用料 | | |
| | | 研修参加負担金 | 20 | 研修参加負担金 | 20 | 研修参加負担金 | 20 | |
| 活動概要 | | | | | | | | |
| 市民協働推進センターを中心に、市民活動についての相談受付、協働事業のコーディネート、市民活動を担う人材の育成支援、市民交流の場の提供、市民活動の情報収集・発信を行う。 | | | | | | | | |
| 優先度 | | | | | | | | |
| B | | | | | | | | |

| 事業名 | 年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
|-------|---|------------|--------|------------|--------|------------|--------|--|
| | 事業費 (A) + (B) | | 1,032 | | 1,032 | | 1,032 | |
| 協働提案 | 財 特定財源 (A) | 0 | | 0 | | 0 | | |
| | 源 一般財源 (B) | 1,032 | | 1,032 | | 1,032 | | |
| 事業区分 | 所管課 | 内容 | 事業費 | 内容 | 事業費 | 内容 | 事業費 | |
| 経常的事业 | 市民活動推進課 | 協働事業審査委員謝礼 | 32 | 協働事業審査委員謝礼 | 32 | 協働事業審査委員謝礼 | 32 | |
| | | 市民提案型協働委託料 | 1,000 | 市民提案型協働委託料 | 1,000 | 市民提案型協働委託料 | 1,000 | |
| 事業概要 | | 事業計画の内訳 | | | | | | |
| 対象 | 地域活動団体、市民活動団体 | | | | | | | |
| 目的 | 複雑化する市域課題に効果的、効率的に対応することのできる協働型まちづくりを行政と共に担う。 | | | | | | | |
| 活動概要 | 和光市協働指針に基づき、市及び地域活動団体や市民活動団体などからの企画・提案をもとに、市と団体がともに提案内容の実現性を高め、事業の実施に力を合わせていく。また、選考を通過した提案の事業内容等を成案化に向けて調整し、その翌年度に協働事業として実現化する。 | | | | | | | |
| 取組④ | | | | | | | | |
| 優先度 | | | | | | | | |
| B | | | | | | | | |

基本目標

V 構想の推進に当たって

基本施策・基本方針

i 市民・行政・企業などとの役割分担と協力

施策・方針

67 市民参加の推進

取組

- ① 市民参加の情報発信の充実
- ② 市民参加の機会拡大

| 事業名 | 年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
|--------|---|--------------|--------|--------------|--------|--------------|--------|--|
| | 事業費 (A) + (B) | | 275 | | 281 | | 275 | |
| 市民参加推進 | 財 特定財源 (A) | 0 | | 0 | | 0 | | |
| | 源 一般財源 (B) | 275 | | 281 | | 275 | | |
| 事業区分 | 所管課 | 内容 | 事業費 | 内容 | 事業費 | 内容 | 事業費 | |
| 経常的事业 | 政策課 | 市民参加推進会議委員報酬 | 230 | 市民参加推進会議委員報酬 | 244 | 市民参加推進会議委員報酬 | 230 | |
| | | 謝礼 | 22 | 謝礼 | 22 | 謝礼 | 22 | |
| 事業概要 | | 事業計画の内訳 | | | | | | |
| 対象 | 市民（政策等の性質及び市民参加の方法等によって「市民」は変容することから、一律に定めない） | | | | | | | |
| 目的 | 市民が市政に参加することにより、市民の知識・経験・創造性が生かされたよりよいまちづくりを実現する。 | | | | | | | |
| 活動概要 | 市民参加推進会議において、市民の視点から市民参加実施状況・実施予定の評価を行い、市民参加の更なる可能性を検証している。また、より多くの市民の参加を推進するため、市民参加の情報発信を行う。 | | | | | | | |
| 取組①② | | | | | | | | |
| 優先度 | | | | | | | | |
| B | | | | | | | | |

基本目標

V 構想の推進に当たって

基本施策・基本方針

i 市民・行政・企業などとの役割分担と協力

施策・方針

68 さまざまな連携によるまちづくりの推進

取組

- ① 国の機関などとの連携の強化
- ② 友好都市との交流の促進
- ③ 広域行政の推進

| 取組 ①③ | 1 | 事業名 | 年度 | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
|----------|------|---------|---------------|--|-----|----------------|-----|----------------|-----|
| | | | 事業費 (A) + (B) | 17 | 17 | 17 | 17 | | |
| 優先度 B | 活動概要 | 広域行政・連携 | 財 特定財源 (A) | 0 | 0 | 0 | 0 | | |
| | | | 源 一般財源 (B) | 17 | 17 | 17 | 17 | | |
| | | 事業区分 | 所管課 | 内容 | 事業費 | 内容 | 事業費 | 内容 | 事業費 |
| | | 経常的事業 | 政策課 | 普通旅費 | 4 | 普通旅費 | 4 | 普通旅費 | 4 |
| | | 事業概要 | | 防衛施設周辺整備協議会負担金 | 8 | 防衛施設周辺整備協議会負担金 | 8 | 防衛施設周辺整備協議会負担金 | 8 |
| | | 対象 | | 全国基地協議会負担金 | 5 | 全国基地協議会負担金 | 5 | 全国基地協議会負担金 | 5 |
| | | 目的 | | 事業計画の内訳 | | | | | |
| | | 活動概要 | | 朝霞地区四市、基地関係自治体などが連携を図り、共通の行政課題の解決のため、検討協議し、解決に向け取り組む。なお、基地関係については、国に対する要請等を行う。 | | | | | |
| | | 優先度 | | また、市内に立地する国の機関等と意見交換を行い、市のまちづくりについて連携を図る。 | | | | | |

単位 (千円)

| 取組 ② | 2 | 事業名 | 年度 | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | |
|----------|------|-------|---------------|---|-----|--------|-----|--------|-----|
| | | | 事業費 (A) + (B) | 22 | 16 | 16 | | | |
| 優先度 B | 活動概要 | 地域間交流 | 財 特定財源 (A) | 0 | 0 | 0 | | | |
| | | | 源 一般財源 (B) | 22 | 16 | 16 | | | |
| | | 事業区分 | 所管課 | 内容 | 事業費 | 内容 | 事業費 | 内容 | 事業費 |
| | | 経常的事業 | 政策課 | 職員旅費 | 12 | 職員旅費 | 16 | 職員旅費 | 16 |
| | | 事業概要 | | 職員交流事業参加負担金 | 10 | | | | |
| | | 対象 | | 事業計画の内訳 | | | | | |
| | | 目的 | | 市民、和光市及び友好都市（長野県佐久市、新潟県十日町市、栃木県那須烏山市、埼玉県東松山市） | | | | | |
| | | 活動概要 | | 異なる文化や風土、離れた立地などを相互に活用及び補完し、協力し合える関係を築く。 | | | | | |
| | | 優先度 | | 市民が友好都市との交流事業を実施する際に、友好都市との調整を図り、交流事業を支援する。また、友好都市及び交流の取組の情報を広報紙やホームページを活用し、適切に市民に周知する。 | | | | | |

野々市市 2012～2021

平成 26 年 12 月「野々市市まちづくり基本条例」を制定

政策 1 一人ひとりが担い手のまち【市民生活】

野々市市が持つ個性に磨きをかけ、市民主体の特色のあるまちをめざして、一人ひとりがまちづくりの担い手としてその魅力をアピールすることにより、誰もが本市に誇りを持つことのできるまちをつくれます。

本市が抱える課題の解決やめざすべき将来都市像を実現するには、市民のまちづくりへの自発的な参加や参画が不可欠です。

これまでの行政主導のまちづくりから一步前進し、市民や町内会、企業などの団体と行政が互いの役割を果たし、“もしかしたら、自分たちでできるかもしれない”と気づき、そして行動する市民が住む市民協働のまちづくりをめざします。

まちづくりの基本目標

施策 1 市民協働のまちづくり

施策 2 ふるさと意識の醸成と愛着心の向上

施策 3 多文化共生と国際・国内交流の充実

施策 4 思いやりのまちづくり

| 事務又は事業の名称 (新規・継続の別) | 担当課 | 事業費 (単位:千円) | 事業概要 |
|------------------------|-------|----------------|--------------------------------------|
| 【継続】 市民協働推進事業 | 市民協働課 | 2,494 | まちづくり基本条例や市民協働によるまちづくり推進指針の普及や啓発を行う。 |

3 重点プロジェクトの達成状況一覧

●重点プロジェクトI 市民が主役のまちづくりプロジェクト

| | 関連施策 | 成果指標 | 成果指標の達成状況 |
|-----------------------|--------------------------|-----------------------|-----------|
| 市民協働のまちづくり | 1-1-1 市民協働意識の醸成 | 市民主体のまちづくりに関心のある市民の割合 | — |
| | 1-1-2 市民参加の仕組みづくり | 市民協働の市政運営の施策に対する市民満足度 | — |
| | | まちづくり基本条例の制定 | やや遅れている |
| | 1-1-3 まちづくり活動の支援 | 地域活動に参加している市民の割合 | — |
| | | 市内のNPO組織数 | 順調 |
| 1-1-4 コミュニティ活動の活性化 | 集会所を有している町内会数 | おおむね順調 | |
| 地域ネットワークの強化 | 2-1-1 共に支え合う地域福祉社会づくり | 地域ボランティアの人数 | おおむね順調 |
| | | 地域支えあいマップ作成数 | おおむね順調 |
| | 3-1-1 地域防災力の強化 | 自主防災組織の数 | おおむね順調 |
| | | 地域防災リーダー数 | 順調 |
| | | 災害時応援等協定の締結数 | 順調 |
| | 3-2-1 地域消防の強化 | 警戒水位などの設定箇所 | やや遅れている |
| | | 消防団員の数 | 順調 |
| | | 救急救命講習会の開催回数 | おおむね順調 |
| | 3-3-1 交通安全対策の強化 | 標識・照明の設置率 | 順調 |
| | | 市道歩道のバリアフリー化延長 | 順調 |
| | 3-4-1 防犯対策の強化 | 防犯灯の設置数 | おおむね順調 |
| | | 地域ボランティア活動の実施教 | おおむね順調 |
| | 3-5-1 消費者の安全安心の確保 | 消費生活相談会の開催数 | 遅れている |

| | | | | | | | |
|---|--------------|------|--------------|--|-----------|--|-------|
| No. | 3 | 推進項目 | まちづくり基本条例の制定 | 推進に係る 予算上の事業名 | ●市民協働推進事業 | 担当課 | 市民協働課 |
| 実施内容 | | | | 平成25年度実施状況 | | | |
| ●地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのか等、自治体の仕組みの基本ルール、市民と行政との協働事項（役割と責任）を条例として定めるもの | | | | ●市民協働のまちづくり市民会議の開催 ●市民協働によるまちづくり推進指針の策定 ●提案型市民協働事業の実施 ●市民協働のまちづくりキックオフ講演会の開催 ●まちづくり基本条例策定委員会の委員公募と委員会の開催 ●市民協働ワーキンググループ（市職員）の開催 | | | |
| 達成項目（効果）・計測指標（数値） | | | | 平成25年度成果 | | | |
| 【達成効果】 ●条例制定までに、公募委員を含めた市民主体の検討を深め、まちづくりの意識高揚を目指す 【計測指標】 ●市民会議 7回 ●策定委員会 7回 | | | | ●市民協働のまちづくり市民会議の開催 41回 ●市民協働によるまちづくり推進指針の策定（平成26年3月） ●提案型市民協働事業の実施 採択団体5団体、5事業実施 ●市民協働のまちづくりキックオフ講演会の開催（平成26年2月22日） ●まちづくり基本条例策定委員会の開催 6回 ●市民協働ワーキンググループ（市職員）の開催 8回 | | | |
| スケジュール | | | 進捗状況 | 平成26年度活動内容 | | | |
| 年度 | 年度別活動内容 | | | ●ワーキンググループの開催 ●市民協働のまちづくり市民会議の開催 ●市民協働によるまちづくり推進指針の普及啓発 ●提案型市民協働事業の実施 ●市民協働に関する講座、研修の開催 ●まちづくり基本条例策定委員会の開催 ●まちづくり基本条例案の答申及び議会上げ並びにまちづくり基本条例の制定 | | | |
| H23 | 市民会議の開催 | | × | | | | |
| H24 | 策定委員会の開催 | | × | | | | |
| H25 | まちづくり基本条例の制定 | | ○ | 平成25年度効果 | | 平成25年度効果（見込み） | |
| H26 | 各分野において条例を順守 | | - | ●各種イベントの開催により、更なる市民協働のまちづくり機運の醸成 | | ●指針の啓発を行い、協働意識の向上と意識の改革 ●まちづくり基本条例制定による、まちづくりへの意識高揚 | |
| H27 | 各分野において条例を順守 | | - | | | | |

| | | | | | | | |
|---|------------|------|-----------------------|---|--|---|------------------|
| No. | 4 | 推進項目 | パブリックコメント制度の実施と施策への反映 | 推進に係る 予算上の事業名 | | 担当課 | 秘書広報課 （市民協働課） |
| 実施内容 | | | | 平成25年度実施状況 | | | |
| ●まちづくりに関連する基本的な条例、計画等の策定にあたり、その案を公表し、広く市民の意見を求め計画に反映させる機会を設ける。市民の意見に対する行政の考え方を公表のうえ積極的に市民の意見を施策に反映させる | | | | ●パブリックコメントの実施 | | | |
| 達成項目（効果）・計測指標（数値） | | | | 平成25年度成果 | | | |
| 【達成効果】 ●条例、計画等の策定過程における公正性や透明性の確保 【計測指標】 ●パブリックコメント実施案件に対する意見数 | | | | ●パブリックコメント実施案件 4件 ●パブリックコメント実施案件に対する意見等数 61件 | | | |
| スケジュール | | | 進捗状況 | 平成26年度活動内容 | | | |
| 年度 | 年度別活動内容 | | | ●パブリックコメントの実施 | | | |
| H23 | 現行制度での継続実施 | | ◎ | | | | |
| H24 | 現行制度での継続実施 | | ◎ | | | | |
| H25 | 現行制度での継続実施 | | ◎ | 平成25年度効果 | | 平成26年度効果（見込み） | |
| H26 | 現行制度での継続実施 | | - | ●施策等の案に提案者の意見が合理的に反映できるか検討し、及び意見に対する市の考え方を示して公表することにより、公正性や透明性を確保 | | ●施策等の案に提案者の意見が合理的に反映できるか検討し、及び意見に対する市の考え方を示して公表することにより、公正性や透明性を確保 | |
| H27 | 現行制度での継続実施 | | - | | | | |

| | | | | | | | |
|---|-------------------------------------|------|---------------------------|---|---|---|-----------------------------------|
| No. | 5 | 推進項目 | 行政サポーター、NPO・ボランティアへの支援と連携 | 推進に係る 予算上の事業名 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民協働推進事業 ●用水遊歩道アダプトプログラム事業 ●ボランティアガイド支援事業 ●生涯学習推進事業(生涯学習ボランティア支援事業) | 担当課 | 市民協働課、地域振興課(生涯学習)、建設課、都市計画課、生涯学習課 |
| 実施内容 | | | | 平成25年度実施状況 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●アダプトプログラムの推進 ●NPO(非営利組織)又はNPO法人(特定非営利活動法人)やボランティア団体への支援と連携の強化 ●有償ボランティアの活用(様々な知識・技能・経験などを有する地域の方の活動の機会を拡げ、市民のまちづくりへの参加意欲の向上に努める) | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●アダプトプログラム参加団体の支援 ●ガイド養成講座の開催 ●里まちガイドによるイベントの主催及び協力 ●各種イベントへの里まちガイドの派遣 ●有償ボランティア(公園施設管理)の活用 ●学びのサポーターの登録及び活用 ●協働を進める環境整備 ●市民協働のまちづくり市民会議での検討 | | | |
| 達成項目(効果)・計測指標(数値) | | | | 平成25年度成果 | | | |
| 【達成効果】 <ul style="list-style-type: none"> ●地域住民の美化意識の高揚、まちへの愛着、まちづくり意識と参加意欲の向上 ●ボランティア活動全般への関心の高まり 【計測指標】 <ul style="list-style-type: none"> ●アダプトプログラム 3件/年 増 ●NPO及びボランティア団体数 H22 31団体→H27 50団体 ●観光ボランティアガイド登録目標人数 30名 ●有償ボランティア(公園施設管理) H22 87公園→H27 92公園 ●学びのサポーター 3名/年 増 | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●アダプトプログラム参加団体数 37団体(増減なし) ●NPO及びボランティア団体数 41団体 ●観光ボランティアガイド 38名 ●有償ボランティア(公園施設管理) 87公園 ●学びのサポーター 48名(4名増) ●提案型協働事業採択団体数 5団体 | | | |
| スケジュール | | | | 平成26年度活動内容 | | | |
| 年度 | 年度別活動内容 | | | 進捗状況 | | | |
| H23 | 団体、サポーター等支援の研究・推進、観光ボランティアガイド団体設立支援 | | | ◎ | | | |
| H24 | 継続実施、ボランティア登録制度の導入、ボランティアガイド本格運用支援 | | | ◎ | | | |
| H25 | 継続実施 | | | ◎ | | | |
| H26 | 継続実施 | | | - | | | |
| H27 | 継続実施 | | | - | | | |
| | | | | 平成25年度効果 | | 平成26年度効果(見込み) | |
| | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の維持管理費の節減 ●地域住民の美化意識の高揚 ●青少年の体験活動の拡大と市民のまちづくりへの参画意識の向上 ●協働意識の醸成 ●人材育成、団体育成 | | <ul style="list-style-type: none"> ●公共施設の維持管理費の節減 ●地域住民の美化意識の高揚 ●青少年の体験活動の拡大と市民のまちづくりへの参画意識の向上 ●協働意識の醸成 ●人材育成、団体育成 | |

| | | | | | | | |
|--|----------------|------|---------------|---|--|-------------------|----|
| No. | 6 | 推進項目 | 審議会等委員の公募制の推進 | 推進に係る 予算上の事業名 | | 担当課 | 全課 |
| 実施内容 | | | | 平成25年度実施状況 | | | |
| ●各種審議会、委員会の委員への市民からの一般公募制を拡充 | | | | ●公募委員募集の推進 | | | |
| 達成項目(効果)・計測指標(数値) | | | | 平成25年度成果 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ●生活者の立場としての市民の声を行政に広く反映させるため、可能な限り市民公募枠を設け市民の行政への参画を推進 H22 4.3%→H27 10% | | | | <ul style="list-style-type: none"> ●公募委員数 45人(委員総数475人) ●公募委員登用率 9.5%(前年度比2.9ポイント増) | | | |
| スケジュール | | | | 平成26年度活動内容 | | | |
| 年度 | 年度別活動内容 | | | 進捗状況 | | | |
| H23 | 拡充に向け広く公募委員を募集 | | | ○ | | | |
| H24 | 拡充に向け広く公募委員を募集 | | | ○ | | | |
| H25 | 拡充に向け広く公募委員を募集 | | | ◎ | | | |
| H26 | 拡充に向け広く公募委員を募集 | | | - | | | |
| H27 | 拡充に向け広く公募委員を募集 | | | - | | | |
| | | | | 平成25年度効果 | | 平成26年度効果(見込み) | |
| | | | | ●まちづくりに対する市民の意識高揚 | | ●まちづくりに対する市民の意識高揚 | |

| | | | | | | | |
|--|--|------|---------------|---|-------------------------------|---|----|
| No. | 7 | 推進項目 | 大学及び民間企業等との連携 | 推進に関する 予算上の事業名 | ●大学連携事業 ●地域振興事業 ●産業支援事業 | 担当課 | 全課 |
| 実施内容 | | | | 平成25年度実施状況 | | | |
| ●地元大学（県立大学、金沢工業大学、放送大学）及び 近隣大学（金沢大学ほか）並びに民間企業との事業連携による 産業振興をはじめとするまちづくり事業や市民向け教養講座の開設等 | | | | ●野々市産業戦略会議への支援 ●各種大学連携事業の実施 ●金沢工業大学との連携による防災・減災対策事業の実施 ●民間企業活用による商品のPR、販売促進 | | | |
| 達成項目（効果）・計測指標（数値） | | | | 平成25年度成果 | | | |
| ●（仮称）野々市くらしとしごとを良くする会の設立 ●地域振興アドバイザー制度の創設 ●産学連携スタートアップ補助事業 各年度目標 1件 ●その他大学と連携事業数の拡大 60事業を目標 | | | | ●産学連携スタートアップ補助事業利用件数 なし ●各大学との連携事業数 100件 ●市民、学生、行政が一体となって防災・減災対策事業を実施することによる防災意識の高揚及び防災知識の普及 | | | |
| スケジュール | | | | 平成26年度活動内容 | | | |
| 年度 | 年度別活動内容 | | 進捗状況 | | | | |
| H23 | (仮称)野々市くらしとしごとを良くする会設立 地域振興アドバイザー制度創設 産学連携スタートアップ補助事業の推進 | | ◎ | ●野々市産業戦略会議への支援 ●産学連携スタートアップ事業 補助金の交付 ●各種大学連携事業の実施及び促進 ●金沢工業大学との連携による 防災・減災対策事業の実施 ●市外大学との協定締結の検討 | | ●（仮称）フィールド連携ワークス 実施本部の設置 ●イオン2店、市内障害者就労施設 等、市社会福祉協議会、市の連携に よる福祉ショップの開催 ●商品のPR及び販路拡大 | |
| H24 | 継続実施 | | ◎ | | | | |
| H25 | 継続実施 | | ◎ | 平成25年度効果 | | 平成26年度効果（見込み） | |
| H26 | 継続実施（制度見直しの検討） | | - | ●まちづくりに学生の若い力などを活用 ●専門的見地からの意見を事業へ反映 ●市民と学生との交流拡大 ●市民、大学、市の連携による市民 協働のまちづくりの在り方の考察 ●防災意識の高揚及び防災知識の普及 | | ●まちづくりに学生の若い力などを活用 ●専門的見地からの意見を事業へ反映 ●市民と学生との交流拡大 ●市民協働によるまちづくりの発信及び促進 ●産学官連携の促進による新商品開発 ●防災意識の高揚及び防災知識の普及 ●障害の理解促進啓発 | |
| H27 | 継続実施 | | - | | | | |

議題 「どのようにすれば、若者の市政参加を増やせるのか」を検討するためのヒント

【現状】～現状の若者（20代・30代）の市政参加率が低い主な理由として想定されること

【20代】・自分が住む自治体への定着観念がまだ低い—Aタイプ

= 「自分とはまだ関係ないや」

【30代】・仕事と育児（家事）に時間を取られ、条件的に参加できない—Bタイプ

= 「気になる事や不満な事も目につくようになったけど、そもそも時間がない」

※調査検討：小金井市に住む20代、30代の中での独身者の割合／持家の割合

・・・以上のように、大きく20代と30代に括ってはいるがこの世代の主とする要因は上記の点が大きく影響しているのではないか、と思われる。

（そもそもこの要因に関しての具体的なアンケート調査実施も検討する必要ありと考える）

ここでは、年齢ではなく「Aタイプ」「Bタイプ」に分類した上で課題解決手段を検討してみてもどうかと考える。

【ペルソナ分析】～ターゲットを具体的に設定する

[Aタイプ]=無関心層

- ・独身または結婚しているが子どもはいない
 - ・出身地は小金井ではない
 - ・小金井は寝る為だけに帰るところ
 - ・借家に住んでいる
 - ・小金井に友人はいない
- ★まだ市政と言う言葉に反応せず、行政サービスにも関心はない。

今住んでいる小金井市を“今住んでいる場所”として捉え、そこの将来を考える視点が無い。

[Bタイプ]=潜在的参加層

- ・独身だが小金井に友人がいる、または結婚して小さい子どもがいる
- ・家を購入した、またはそろそろ購入も考えている
- ・仕事や育児で忙しく、自分だけの時間はなかなか持てない
- ・昔から小金井に住んでいて、愛着があり住みやすい為これからも小金井に住みたい

★市政という言葉や行政サービスは気になり始めている。

結婚や出産という人生の節目を迎え、家の購入も頭の中にはある。

すなわち、このまちですっと住み続ける意識がある。

【検討したい対応策】～では、どのようにすれば市政参加が増えるか？

[Aタイプ]は今のままの“自主性に任せきりの市政参加への誘い手法”だと見向きもせず、それ以外の興味事にマインドシェアを奪われている為、今後も大きな改善は望めない。

ただし、以下の2つの考え方により、参加を促せるのではないか？

<例えば>

- ①条例で市政参加を義務付け、一定の市政参加を強制させる。
- ②ハードルを低くする。お見合い事業や合同コンパなど、若者が興味を持っていることをテーマにしたイベントを増やし、まずは行政との接点を増やすことから始める。または「市政」ではなく「行政職員」との関わりを増やすことから始めるともいえる。（若者を構成する中間組織と協働で企画して参加してもらう）
- ③身近なロールモデルをつくる。“ワカモノ市民参加大使”など命名し、ある一定の市民参加のモデルをつくり、情報発信する。

[Bタイプ]は人生の転機となるイベントを迎えている為、

市政参加へのポテンシャルは高いと考えられる。ただし仕事と育児という“現実的に高いハードル”が直面する。一般給与所得者も個人事業主も、平日に定期的に仕事を休んで委員会に参加することは現実的に困難である人が大多数。育児をしている女性は家族の十分な支援がない限りこちらもほぼ困難。

ただし、逆に言うとそのハードルをクリアしさえすれば、参加へ導きやすいのではないかと考えられる。

<例えば>

- ①第3期で検討した市政参加のメニューのバランスと具体的な実施計画を検討する
- ②インターネットを使った会議の実施や委員会のライブ中継する
(議会を駅前パブリックビューイング、飲食店などと提携して議会 UST 中継を流す)
- ③委員会の開催曜日・時間を参加しやすい時間に変動可能にする
- ④市民参加のターゲットをこの層の中でも明確に絞り、そこを“入口”として市民参加の流れをつくる(例: ママ、パパ、新しく家を購入した世帯など)
- ⑤身近なロールモデルをつくる。※上記同様

【今後の取り組みへの考え方】～現状分析と戦略の必要性、また広報の重要性
人にアクションを起こしてもらう為には、以下の基本的な流れがあるといえる。
(販売のマーケティングフローを参考にすると)

「認知」→「集客」→「販売」→「顧客化」

いわば、どれだけ制度と環境を作っても、「認知」されなければ来店することはない。
また、来店してもそこに何らかのメリットを感じてもらえるか強い興味関心を惹かなければ購入に至らず。さらに、一定の満足度を満たさないと顧客化には繋がらない。

では、小金井市の市民参加に置き換えて考えてみると、どこがネックになっているか。
まずは現状を分析してこのマーケティングフローに従って対応策を考えることが肝要かと思えます。※仮説とすれば、「認知」と「集客」に課題ありと想像されますが。

・現状分析をする(実態調査～分析)

まずは小金井市における若者層の実態がどうなのかを明確に把握すること。
現状把握とその分析がなされなければ、効果的な解決策は打ち出せない。

(調査項目例)

<個人データ>年齢、性別、職業、家族構成、住居形態、
居住エリア、出身地、年収、小金井居住歴、子どもの年齢など
<行動特性データ>勤務エリア、勤務時間、通勤時間、
一日の自由な時間とその過ごし方、休日の過ごし方、家事の時間、
小金井市主催のイベントへの参加経験の有無、市民参加経験の有無、
今後の市民参加への意向度合など。

また、フリー記入欄も設けて「市民参加への興味について」

「どのようにしたら参加できるか」なども書いてもらいテキストマイニングで傾向を分析する。

・広報(情報発信)を戦略的に活用する

若者層に市民参加を促す為には現状の広報のやり方では全く効果が無いといえる。

なぜなら、強く意向を持った人が探しにきて応募する、というフローがほとんどだと想像されるからである。これだと題意識がかなり高い層のみの参加にとどまる。

想定されることは、もっとプッシュ型でありソーシャル性を兼ね合わせた情報発信が必要だと考えられる。上記の現状分析も加味して、この点に大いに着目し議論したい。

ツイッターや facebook を活用して広報することをお勧めしたい。

例 IT の先進的な活用(佐賀県高州市の facebook での取り組み)

【参考】～例えば小金井市のこんな組織と協働で取り組めないか?

※20代、30代が多く所属する組織をピックアップ

<こがねい楽しい人の会>2009年発足

- ・会員数約200名（紹介制）
- ・10名ほどの発起人が企画・運営
- ・小金井または小金井に関わりのある人で“楽しい人”の集まり
- ・会員は個人事業主が多いが、一般の給与所得者、市職員もいる幅広い層から構成
- ・「名刺交換会」「楽しい人のしごと市」を開催
小金井市で若者の層を中心に人の出会いと交流を促す場（プラットフォーム）をつくり、このまちと自分の商売や活動を盛り上げていこう、という取り組み。

<こがねいロケよび隊>2011年発足

- ・小金井市市民協働のあり方等検討委員会からのスピンオフ企画
（協働推進ワークショップから引き続き協働事業化の検討ミーティングを実施中）
- ・会員は約10名
2013年を目処に「フィルムロケーションサービス」を中心に映像を通して
小金井を知ってもらい、来てもらい、お金を落としてもらおうという狙い。
まだ発足したばかりだが、映画やテレビのロケを誘致し支援するという活動は若者にとっても入りやすいテーマ。今後はこの団体の活動を宣伝していくイベントや会員組織を設けることも検討している。

<J C I（小金井青年会議所）>

青年会議所（J C）とは、「明るい豊かな社会」の実現を理想とし、次代の担い手たる責任感を持った20歳から40歳までの指導者たらんとする青年の団体です。

（※小金井青年会議所のホームページより抜粋）

- ・・・以上、今回の議題を検討するにあたってのヒントとして作成いたしました。

この会議の今後の進め方

以下の点をまずしっかりと議論したい。

- ①テーマ
- ②ゴール
- ③取り組み方

以上

小金井市市民参加推進会議提言準備のための覚え書き

1 今期提言の狙い：若い世代の市民参加の促進に焦点を当てる

- ・ 市の長期計画（第4次小金井市基本構想）に明記されているが、さらに具体化していく必要がある。
- ・ 理由：今後の社会情勢を考えると、市政に関心をもち積極的に参加する市民を育成していく必要が一段と高まっている。そのような市民が一定数いることが、市の財産となり、現在の資源の稀少さを克服し、暮らしやすい地域をつくっていくための鍵となる。若者は次世代の担い手であり、彼らの地域社会や市政への信頼を向上させることはきわめて重要である。現状では投票率の低さ等に象徴されるように、彼らの市民参加・政治参加が活発であるとはいえない状況である。このような状況を改善することを今期の提言の長期的な狙いとしたい。
- ・ その際に、参加、協働、市民活動（公共施設を利用した各種活動やボランティア、交流事業等を含む）などをあまり厳密に分けて考えず、相互の補完性に留意する。それらは実態としても緩やかにつながっていると思われる。

*市民参加…市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。（市民参加条例第2条より）

*市民協働…市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう。（市民参加条例第2条より）

・ 以下は、議論のための論点整理メモである。途中、下線を付したものは具体的なメニューに盛り込む候補となりそうな項目である。

2 「若い世代」の分類

若い世代を以下のような下位グループに分けることで、具体的なニーズに即した対応を考えることができる。若者は一枚岩ではなく、それぞれ異なった生活状況や要望を持つので、それぞれ市民参加への入り口も違ったものであり得る。また、それぞれの「場」の設定・提供も重要な条件となる。

（1）高校生あるいはそれ以下の年齢層

地域の問題に関心を持たせることが課題。自由時間が少なく活動範囲も広くはないので、学校の協力が必要となろう。

→例、投票年齢の引き下げを考慮に入れた高校生を対象とした市民討議会

→参考、「公民館北分館を若者の第三の学びの場にしよう準備会」（2014年9月26日）

*ただし「青少年議会」は過去に実施し一定の成果があったが学校が非常に忙しく日程が取れないので各学校の協力をいただくことが難しくなったため取りやめた。その経緯を踏まえたものである必要がある。

（2）大学生、大学院生、専門学校生

地域の問題に関心を持たせることが課題。比較的自由になる時間も多く、活動範囲も広いので、チャンスは多そうだが関心を持たせるためのきっかけに工夫が必要。ひとつのポイントは「仲間作り」。大学等も巻き込みつつ、様々な機会を提供することが必要。

→例、異世代交流事業、大学との協働事業

（3）単身の社会人

ある程度社会や地域に関心を持ちつつも、仕事があるために市に滞在する時間が短い。単発イベントをテーマを変えながら行なっていく等の工夫が必要。

→例、市民討議会

（4）子育て中の若い父親、母親

子育てを通して地域への関心や問題意識を最も強く持っているグループ。ニーズをうまくくみとっていくための工夫が必要。

→子育て関連のイベント等

→参考、2009年の市民討議会

3 参加形態の分類

上記の分類と同時に、市民参加のタイムスパンを考慮することで、多角的な参加促進の機会を設けることができる。

(1) 特定 이슈に基づく参加 (単発型)

特定 이슈の解決を志向する。それが解決されれば、参加は終結する。基本的には現行のシステムの中で解決可能な問題に照準。期限を切って活動を行う。

→例、勉強・学習の場の充実、土浦のスケートボーディング等

*若者の 이슈をまとめる人が必要である。若者の市民参加関係のNPOは小金井市にはないので全国等広範囲で活動する組織に依頼するのも一つの手である。

(2) 市の基本構想等市の計画策定への参加 (総合型)

市政の基本的な枠組みの構築自体に声を反映させるような参加。現行システム自体を変える可能性を含む参加。

→例、基本構想の中に若者の声を汲み取る場所を組み込む、高校生への政治教育、定期的な他市の同種部門との交流等。各種審議会における無作為抽出委員のさらなる推進。

4 ニーズの掘り起こしとくみ上げ、情報提供が必要

(1) 調査の活用

- ・ 調査の活用→子育てニーズ調査、市民意向調査等
- ・ 既存調査の十分な分析と活用→関連する複数の審議会でも利用可能にする
- ・ 調査結果のフィードバックに何か工夫ができないか (市が市民に呼びかけたり応えたりしていることをよりはっきりと知ってもらう工夫)。きちんとしたフィードバックは市民の政治的有効性感覚の涵養にとっても重要である。

*政治的有効性感覚…個人行動や共同行動が政治過程における意思決定に対して影響を及ぼしようという感覚や信念

(2) 積極的な情報提供と勉強会の開催

- ・ 「情報なければ参加なし」の実践：参加の気運を高めるような市政に関する資料集を用意する。
- ・ 市民参加推進会議が勉強会や講座を主催することも一つの手段。

→例、近隣市・他市比較資料に基づく勉強会 (それに基づく「白書」の発行)、各種出前講座、ワークショップ、テーマ別のまち歩きなど

(3) 市民からの情報の受信/市民への情報の発信における工夫

- ・ 声かけ、勧誘 (パーソナルネットワークの活用)
- ・ 市の公式ウェブサイトの充実など情報技術のさらなる活用

→例、千葉市の「ちば市民協働レポート」

- ・ 若手職員の活用 (イベントなど、公務員市民として)
- ・ 居場所作り/参加センター/サポートステーション
- ・ 市民活動のリーダーたちの活用 (勉強会講師等も含めて)

5 提案内容の実現の時期

提案を、①短期に実現すべきもの、

②中期に実現すべきもの、

③長期に実現すべきもの、に分ける。

平成27年4月24日

小金井市長
稲葉孝彦様

小金井市市民参加推進会議
委員長 西尾隆

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言
市民参加条例第27条第1項の規定に基づき、下記の事項について別紙の
とおり提言いたします。

記

「若者の市政参加」を推進するための具体的な方策等について

1

「若者の市政参加」を推進するための具体的な方策について

— 第5期市民参加推進会議の提案 —

はじめに

第5期市民参加推進会議（以下「会議」という。）は、平成25年10月から27年3月まで7回の会合をもち、「若者の市政参加」に焦点を当てて審議した。また、公式の会合以外にもワーキンググループによる2回の検討会・ヒアリングをもった。以下は、その議論に基づく提言の骨子と説明である。なお提言の末尾に、提言には十分に盛り込めなかったが議論の中で出された若者の市民参加に係る項目をリストアップした。

1. 提言

- (1) 1～2年以内に実現すべき参加推進の短期的課題として、地域の個別テーマについて学び、ともに考え、話し合うための若者中心のワークショップ(参加型の学習会)を複数回開催する。
- (2) 3～5年以内に実現すべき参加推進の中期的課題として、「(仮称)若者討議会」の開催を定着させる。
- (3) 以上の経験を踏まえ、6～8年先を目途に実現すべき参加推進の長期的課題として、必要に応じて市の会議体に「(仮称)若者分科会」を設置し、そこでの議論を施策推進に反映できるようにする。

なお、本提言において「若者」とは、概ね16歳から40歳までを想定しているが、参加にあたって会議において厳密な年齢制限を設ける趣旨ではない。

2. 背景説明

(1) 過去の提言と基本構想

若者の参加に関しては、5年前にも第3期会議から稲葉市長に対し、「青年の市民参加を推進するための提言」が提出されている(平成22年2月26日付)。同提言に関する審議に当たっては、

- ①「市民参加を通して学び育つ青年」、
- ②「青年の市民参加の可能性」、
- ③「小金井市の特質を生かして」の3点が論点とされた。

また、第4次基本構想でも、「次世代の夢を育み、全ての世代のしあわせが増進する、まち全体の発展を目指」すべく、「参加と協働」、「世代間交流」、「市内団体・NPO・企業・大学などとの協働」が謳われているが、更なる取組が求められている。

今期の会議では、これらの提言・構想を踏まえつつ、高校生から大学生、働く若者、子育て世代を含めた広義の若者世代が、小金井市のまちづくりに関心をもち、その改善に向けて参加の意欲を高めるためにはどのような方策が可能かを中心に検討した。

(2) 若者の参加の必要性

まちづくりには長期の計画性と息の長い取組が不可欠であり、市民の参加と協働の必要性は指摘するまでもないが、将来その成果を享受する若者の参加はとりわけ重要である。

市政への高い関心と理解をもつ若者が多数存在することは、そのフレッシュな意見や批判をまちづくりに生かすという意味で、自治体にとっての財産であり、暮らしやすい地域をつくっていくための鍵となる。

若者は次世代の担い手であり、「地方自治は民主主義の学校」と言われるように、彼らの地域や自治体行政への信頼を向上させることは、日本の国づくりにも役立つであろう。

しかし、会議の中では各世代のうち若者の市政への関心や参加意欲は相対的に低いという基本認識があり、それは全国的に見た若者の低投票率に顕著に表れている。

また、平成26年4月1日現在の市の附属機関等の年代別委員数は10代が0人、20代が3人、30代が27人、40代以上が532人（不明者20人）であり、若者は極めて少ない。

他方、現在は参加していないものの、機会があれば地域活動に参加の意向をもっている若者は2～3割にのぼると言われ、自治体はそうした機会を提供しているのかどうか問われている。

(3) 参加・協働・市民活動の関係

会議では、市民参加と協働および市民活動の関係についても議論した。3者は概念としても実態としても、互いに重なり合う3つの円の関係にあり、参加だけを切り離してとらえるべきではない。

小金井市市民参加条例では、「市民参加」とは、「市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう」（第2条）。

他方、同条例は「協働」について、「市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう」（同上）としている。

あえて両者の違いを強調すれば、参加が批判を含めた「意見の反映」を柱とするのに対し、協働は市民と市の「連携協力による事業実施」により市政の充実を柱としていると解釈しうる。

経験的に、政策立案段階で意見を出した市民は、その実施過程にも強い関心を抱き、その実現に向け市と協働すると共に、評価にも深く関与する。あるいは、実施過程での連携協力経験をもつ市民は、次なる政策の修正・改善により積極的に参加すると考えられる。

3つ目の「市民活動」とは、公共施設を利用したサークルその他の諸活動、ボランティア、交流事業などを含み、その全体像は市によっても把握しきれない広がりをもつ。

一般に政策の策定過程に参加する人々は、地域・職場・学校などの活動にも積極的にかかわる傾向が強いといわれ、小金井市でも同様の現象が観察される。その意味で、市政への意見を含んでいなくても、あるいは単なる趣味の集まりでも、自発的な市民活動を支援することは市民参加の促進に大きく貢献するであろう。

(4) 若者の抱える課題と参加の関係

会議では、若者の参加がなぜ低調なのか、若者の抱える課題についても議論した。

近年の格差拡大で、若者の生活は総じて楽とはいえず、大学生はアルバイトに忙しく、働く若者は長時間労働で疲れ、子育て世代も日々の生活に追われがちである。

参加・協働どころか、不登校や引きこもり、失業や孤独に苦しむ若者も少なくない。そうした若者が何らかの機会を得て、同世代や上の世代、市の職員らと意見交換をし、自らが抱える課題が個人的なものではなく社会的な問題も内在していることに気づけば、市民としての連帯感や明日への希望が湧いてこよう。

意見を表明することで多少なりとも市政の改善が実感できれば、政治への参加意欲も確実に高まる。若者の市政参加は地域のためだけでなく、若者自身の心理面にも積極的な効果をもたらさるだろう。

3. 提言の具体的方策

(1) 1～2年以内に実現すべき参加推進の短期的課題として、地域の個別テーマについて学びともに考え、話し合うための若者中心のワークショップ（参加型の学習会）を複数回開催する。

短期的に着手しうる方策として、若者に地域課題を考える機会を提供し、その意見を聞くワークショップの開催を提案する。このワークショップは若者が市民参加や行政について学習し、若手やベテランの職員も交えてともに市政を考える場とする。その目的は若者の意見の聴取だけでなく、若者自身がグループでの議論と交流を楽しみ、持続的な討議の基礎となることもワークショップの成果と考えるべきである。

あくまで例示であるが、考えられる個別テーマとして、「居場所づくり」、「仲間づくり」、「子育て環境の改善」、「自転車利用のルール」、「図書館のあり方」などをあげることができる。

(2) 3～5年以内を実現すべき参加推進の中期的課題として、「(仮称)若者討議会」の開催を定着させる。中期的に着手しうる方策として、若者中心の「(仮称)若者討議会」の開催を提案する。「(仮称)若者討議会」はすべての若者に開かれてはいるが、ワークショップに参加した若者が次のステップとして活動する場でもある。市や各附属機関等がかかえているテーマや単発的な特定イシュー(争点)の解決に係る意見交換や討議を行うため開催する。

その際、高校生・大学生・働く若者・子育て世代・単身者といった若い世代のグループごとにテーマを絞ることが有効である。先にあげた「居場所づくり」その他の個別テーマに沿って、市がまず基本情報を提供し、担当職員との質疑や参加者同士の議論から多様な意見を提出してもらう。

1回きりの開催ではなく、テーマの説明と相互交流、施設等の視察、意見集約といった複数回の組み合わせを考える。開催に当たっては広く市民に広報すると共に、ターゲット集団に対してアプローチすることが効果的である。

(3) 以上の経験を踏まえ、6～8年先を目途に実現すべき参加推進の長期的課題として、必要に応じて市の会議体に「(仮称)若者分科会」を設置し、そこでの議論を施策推進に反映できるようにする。若者の市政参加が相対的に低い中で、市政の基本となる諸計画等作成の際に若者の意見を吸い上げるため「(仮称)若者分科会」を設置し、活発な議論を行う場としての整備を図るとともに、施策や課題への関心を高めることにより参加した若者たちが構想力と調整力を発揮することが期待される。なお、上記のすべての会議体につき、「情報なければ参加なし」の原則に立ち、市は積極的な情報の開示に努め、議論に必要な会場、スタッフ、資料を準備する。

また、上記会議体の開催と並行して、あるいは別個に、学習会や出前講座、調査結果の報告会などを開催する。市は市民からの提案に対し、計画化や実施如何を問わず、説明責任を果たすものとする。

4. その他の課題、市民参加の進捗状況など

(1) 第5期会議委員募集の際に、第4期提言を踏まえ試行として無作為抽出による委員の選出を行った。第4期会議では市民参加しているのは一部の市民ばかりという意見もあり、市民参加の裾野を広げるため、このような提言があった。該当の委員は委員となったことを契機に市政により強い関心をもつようになったそうである。これは多様な市民が市民参加することの契機として非常に効果があると言える。

(2) 「意見・提案シート」の設置、保育士、手話通訳士等の配置による参加しやすい環境づくりについて第4期会議から提言されている。「意見・提案シート」は一部で実施に移されているのでさらに拡充し、保育サービスの提供についても実施に向けて今後も検討を進めていただきたい。

5. その他のアイデア

- ・会議の名称を漢字だけでなく、やわらかい、わかりやすい副題等をつける。
- ・多くの若者は仕事を持っているので、夜のほうが参加しやすい。
- ・異世代交流という言葉掲げても、ターゲットとなる世代が来るとは限らない。
広報や企画を工夫すべきである。
- ・保育サービスをつける、つけないだけではなくて、曜日や時間を変えたほうが、子育て世代が参加しやすくなるを感じる。
- ・会場を大学にしたら、若者が参加した事例がある。

- ・施設等の計画の段階から若い人が議論する場があれば、その施設を使う主体になると思う。参加しやすい場づくりを進めてほしい。
- ・意見だけ求めるのではなく発言に責任を持ってもらう仕組みの中で参加してもらおうと、責任をもって発言し、意見をまとめていくことにつながる。
- ・ただ意見を求めるより、イベント風に講座を行い情報を提供すると、意見が誘発される。小さい時にそういう経験をした後、例えば高校生になった時に、さらに進んだ段階への参加ができると思う。
- ・京都市ではNPO法人と連携して若者だけを集めて市の長期計画の中に若者の意見を組み込むための組織をつくったそうであるが、媒介となる団体と協働することも参加を進める一つの方策である。
- ・小金井若者センター（若者の団体等とタイアップし、若者がまちづくりに関する調査、啓発活動、政策提言等を行う。）を設立する。
- ・やみくもにチラシを送るのではなく具体的にターゲットをしぼる。たとえば、公募委員を募集している委員会ならば、その分野を学んでいる大学や専門学校の学生に参加をよびかけるなど。
- ・子ども・若者に対する市民教育・実践型学習の意味も持たせつつ、青少年にかかわる市政の課題について若者に議論の機会と場を提供し、政策に反映する。実施主体は行政でも議会でも可。イギリスの自治体に「若者議会」（Youth Council）の例あり。
- ・ポスターの掲示はあまり効果がなく、授業で先生が参加するように伝えると参加するようだ。
- ・具体的な計画において意見が反映されることを担保すべき。実現する仕組みを取り入れなければ参加しない。

